○財務省告示第二百五十八号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）別表第一農業協同組合連合会の項及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第二農業協同組合連合会の項の規定に基づき、所得税及び収益事業から生じた所得以外の所得に対する法人税を課さない法人を指定する件（昭和六十年一月大蔵省告示第十一号）の一部を次のように改正する。

令和七年十月一日

財務大臣　加藤　勝信

別表を次のように改める。

法人名	主たる事務所の所在地
北海道厚生農業協同組合連合会	北海道札幌市中央区北四条西一丁目一番地
岩手県厚生農業協同組合連合会	岩手県盛岡市永井一四地割一五番地一
秋田県厚生農業協同組合連合会	秋田県秋田市八橋南二丁目一〇番一六号
福島県厚生農業協同組合連合会	福島県福島市飯坂町平野字三枚長一番地一
茨城県厚生農業協同組合連合会	茨城県水戸市梅香一丁目一番四号
上都賀厚生農業協同組合連合会	栃木県鹿沼市下田町一丁目一〇三三番地
佐野厚生農業協同組合連合会	栃木県佐野市堀米町一七二八番地
群馬県厚生農業協同組合連合会	群馬県前橋市富士見町小沢五三四番地九
千葉県厚生農業協同組合連合会	千葉県千葉市中央区新千葉三丁目二番六号
東京都厚生農業協同組合連合会	東京都立川市柴崎町三丁目六番一〇号
神奈川県厚生農業協同組合連合会	神奈川県横浜市中区海岸通一丁目二番地の二
新潟県厚生農業協同組合連合会	新潟県新潟市中央区東中通一番町八六番地一〇九
富山県厚生農業協同組合連合会	富山県高岡市永楽町五番一〇号
福井県厚生農業協同組合連合会	福井県福井市大手三丁目二番一八号
山梨県厚生農業協同組合連合会	山梨県甲府市飯田一丁目一番二六号
長野県厚生農業協同組合連合会	長野県長野市大字南長野北石堂町一一七七番地三
岐阜県厚生農業協同組合連合会	岐阜県岐阜市宇佐南四丁目一三番一号
静岡県厚生農業協同組合連合会	静岡県静岡市駿河区曲金三丁目八番一号
愛知県厚生農業協同組合連合会	愛知県長久手市平池九〇一番地
三重県厚生農業協同組合連合会	三重県津市栄町一丁目九六〇番地
滋賀県厚生農業協同組合連合会	滋賀県大津市松本一丁目二番二〇号
兵庫県厚生農業協同組合連合会	兵庫県神戸市中央区海岸通一番地
島根県厚生農業協同組合連合会	島根県出雲市斐川町美南一六六六番地
岡山県厚生農業協同組合連合会	岡山県岡山市中区東川原一五三
広島県厚生農業協同組合連合会	広島県広島市中区大手町三丁目一三番一八号
山口県厚生農業協同組合連合会	山口県山口市小郡下郷二一三九番地
徳島県厚生農業協同組合連合会	徳島県徳島市北佐古一番町五番一二号
香川県厚生農業協同組合連合会	香川県高松市屋島西町二一〇五番一七
愛媛県厚生農業協同組合連合会	愛媛県松山市鷹子町五三三番地一
高知県厚生農業協同組合連合会	高知県南国市明見字中野五二六番地一
熊本県厚生農業協同組合連合会	熊本県熊本市中央区南千反畑町二番三号熊本県農協会館内
大分県厚生農業協同組合連合会	大分県別府市緑丘町一二番一号
鹿児島県厚生農業協同組合連合会	鹿児島県鹿児島市与次郎一丁目一三番一号

○農林水産省告示第千四百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県杵築市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県庁及び杵築市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県豊後大野市大野町澤田字由ケ迫一一三七の一二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千四百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県美馬市脇町字西俣名一九二五の五（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千四百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県千曲市大字上山田字城山三四八二の九（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び千曲市役所に備え置いて縦覧に供する。）